

フロン類対策の今後の在り方に関する検討会（第3回） 議事録

日 時：平成29年2月22日（水） 10：00～12：00

場 所：イイノホール 4F RoomB

午前10時00分 開会

○フロン対策室 室長補佐（藤田補佐）

それでは定刻となりましたので、ただいまから第3回フロン類対策の今後の在り方に関する検討会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は本検討会の事務局を務めさせていただきます環境省の藤田でございます。本日の議事に入りますまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まずは委員のご出席状況についてご説明いたします。小熊委員がご都合により欠席と伺っております。また、大塚委員と金丸委員は少々遅れると伺っております。

続きまして、議事次第に記載されております配布資料、参考資料に不足等がないか、各自ご確認をお願いいたします。資料の不足、乱丁等がございましたら、お知らせください。

それでは議事に移りますので、報道関係の撮影はここまでとさせていただきますよう、お願いたします。それではこれ以降の議事進行は西菌座長をお願いいたします。

(1) 平成28年地方分権改革に関する提案 関係者ヒアリング

○西菌座長

皆さん、おはようございます。早速議事のほうに入りたいと思います。先日の第2回の検討会では、皆さんから論点をいろいろ出していただきまして、それを整理するとともに、業界団体及び行政関係の機関の方からの意見発表をいただきました。

本日は第3回ということになりますけれども、平成28年地方分権改革に関する提案についての関係者のご意見を頂戴するというので、お三方にお見えいただいております。また、引き続き報告書の骨子について議論ができればと思います。

それではまず議事次第に従いまして、議題の(1)平成28年地方分権改革に関する提案関係者ヒアリングということで、事務局より進め方の説明をお願いいたします。

○フロン対策室 室長補佐（藤田補佐）

それでは進め方についてご説明させていただきます。説明時間は 10 分間とさせていただき、岡山県、全国知事会、全国市長会の順に発表いただいた後に、10 分程度を質疑等の時間とさせていただければと思います。

○西菌座長

では岡山県からよろしく願いいたします。

○岡山県 黒住総括参事

失礼いたします。岡山県環境文化部環境企画課の黒住と申します。本日はこのような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

私は技術系の職員でございまして、県行政はほとんど環境関係の業務に携わってまいりました。その中で、環境関係の業務に関係します職員が認識しておりますのは、個々の事業者とか事業所に対する立入検査、これを始めとします、いわゆる指導監督的な業務と申しますのは、政令指定都市とか中核市のエリアはそれぞれの市が所管をしまして、それ以外の市町村のエリアを都道府県が管轄しているということでもあります。

また、私は平成 27 年 4 月 1 日、まさにフロン排出抑制法の施行と同時に、今の職場に配属になりました。その際に、フロン排出抑制法におきます第一種特定製品、これを設置しております事業所などへの立入検査の権限は、当然に政令市・中核市に移譲されているんだろうというふうに認識しておりました。しかし、その後、実はこういった市には移譲されておらず、県にとどまっているということを知って、逆に驚きを覚えたという状況でございます。

しかも、その理由が何でだろうということもはっきり分からないまま、法の施行を行ってまいりましたけれども、このたび地方分権に関する提案という制度があることを知りまして、この制度を利用させていただきまして、フロン法の事業所への立入検査の権限について、他の環境関係の法定と同様に、政令市・中核市へ移譲すべきであると提案させていただいたというのが経緯であり、趣旨でございます。

課題と効果についてです。環境関係の法令におきます立入検査等の権限は、ほとんどが政令市とか中核市に移譲されております。したがって、フロン法の権限につきましてもこういった市へ移譲するということが、他の環境関係の法令と一体に検査などを行うことができるということになりまして、短時間で効果的な処理ができるということになります。

一方、現行では、先ほど言いましたとおり、フロン排出抑制法の権限というのは都道府県にとどめられておりますので、政令市・中核市の区域内の事業所につきましては、別途、都道府県が立入検査などを行わなければならないと、いわゆる二重行政的な不合理が生じているということになっていきます。こういった市に権限を移譲することによりまして、こういった不合理も排除できるということを考えております。

また、政令市・中核市が他の環境関係法令に基づく立入検査などを行う際に、それぞれの市が蓄積しておりますノウハウとか現場への精通、そういったものの強みも生かしますと、フロン法の対象機器につきましても、それと同時に検査などを行えば、比較的容易に対象機器の管理状況を把握できるというのがありますのに、そういった機会も失しているということになります。

あともう1点、資料にちょっと載せていないので恐縮でございますけれども、フロン排出抑制法と関係が深いと思っております、例えば食品衛生法とかビル管理法、あるいは建設リサイクル法といった権限も政令市・中核市に移譲されておまして、フロン排出抑制法の立入検査などもセットで行うということができるといった効果も期待できるところであります。

ちょっと地方分権の提案とは別なことでございますけれども、本県独自の提案というのでも4番のように行っておりまして、ただいまの権限移譲というほかに、機器の届出制度の創設ということと、機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設ということもご提案させていただきます。

環境関係法令の規制のイントロというのは、まず対象機器とか設備、そういったものの設置とか、あるいは管理する者が行政庁に届出をするということだと考えております。それによりまして、行政庁が立入検査の対象機器を的確に把握できる、また、届出を行った際に管理上の、例えば義務とか基準というのを説明することができまして、その際に周知徹底が図られるという効果も期待できております。

それからフロン排出抑制法では、法令のほうで資格というのが明確に決められておりませんので、国の運用規定で運用されているということで、資格間の均衡を失っているということも考えておまして、法令の位置づけを明確にすべきというふうに考えております。

以上のように、本県では政令市・中核市へのフロン排出抑制法の権限移譲につきまして、地方分権の提案という場を利用させていただきましてご提案申し上げましたけれども、これは、いわゆる本来あるべき姿に改善すべきという提案でもございます。したがって、

大変ぶしつけな言い方になりますけれども、これからはそういった権限移譲を検討していくというようなものではなくて、早急に法改正の作業に取りかかっていたらいいものというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それからその他の2件につきましては、今後法改正をご検討いただく際に、ぜひとも項目として追加していただきますよう、よろしくお願ひいたします。説明は以上です。

○西園座長

ありがとうございました。先ほど事務局からご説明がありましたように、3者の発表が終わりましてから質疑を受け付けたいと思いますので、引き続きまして、全国知事会を代表いたしまして、秋田県からのご発表をお願ひいたします。

○全国知事会（秋田県 古井政策監）

ご紹介いただきました、全国知事会で文教環境常任委員会の委員長県を務めております、秋田県環境管理課の古井と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料1-2に基づいて説明をしますので、よろしくお願ひします。全国知事会では、フロン排出抑制法に基づく指導監督状況や、フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県から政令市等への移譲などについて、アンケート調査を実施しましたので、本日はその結果に基づき説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。ここにはアンケートの内容を記載しております。アンケートは①から⑧までございまして、①から④が、「都道府県としての第一種特定製品の管理者に対する指導監督の対応状況」、指導監督を行う上での課題、権限移譲の有効性及び権限移譲により生じると想定される課題等について調査をしております。

⑤から⑧につきましては、建設リサイクル法との関連におきまして、建築物の解体工事における指導強化の観点から、解体届を所管する部局または所管自治体との連携状況等について、情報共有の実施状況や課題等について調査をしております。

2ページをご覧ください。第一種特定製品の管理者に対する指導監督状況についてですが、「とり得る対応は行っている」と「規模や必要に応じ対応している」が11団体で全体の約20%、「十分に対応できていない」と「対応できていない」が34団体で73%となっており、管理者に対する指導監督が十分に対応できていないという認識の団体が多い状況となっております。

資料3ページのほうをご覧ください。指導監督を行う上での課題等について、意見を整理しております。

制度的課題といたしまして、管理者につきましては、まずその数が膨大だということ、そして、管理者の把握が難しいことを多くの団体が挙げており、あわせて、管理者の確実な把握のために制度が必要ではないかという意見も相当数ありました。また、指導を実施するに当たって、統一的な指導ルールの必要性や、立入検査以外の有効な方策の検討を求める意見などもございました。

次に、都道府県の課題としまして、人員や予算の不足が挙げられています。また、実施機関の体制として、多くの環境法令が政令市等に権限移譲されているため、政令市等の区域内の業務を想定しないことや、高圧ガス保安法などを所管する他部局との連携などを挙げた団体もございました。

そのほか、フロン排出抑制法の周知不足と、管理者の意識の欠如などを課題とする意見もございました。

4 ページをご覧ください。第一種特定製品の管理者に対する指導監督を強化するため、都道府県から政令市等への権限移譲を行うことの有効性については、38 団体が「有効」と回答しております。「どちらとも言えない」が6 団体、「現時点では有効ではない」、「有効ではない」が合わせて3 団体となっており、権限移譲が有効という考えを有している団体が約8割という状況となっております。

5 ページをご覧ください。権限移譲の有効性及び権限移譲の際に生じる課題等について整理をしました。

肯定的意見は、権限移譲は有効であるという観点でまとめております。岡山県さんの説明にもありましたように、他の環境法令を所管する政令市等が指導監督することで、効率的な対応が可能という意見が数多くありました。

否定的意見は、権限移譲は有効ではないという観点からの意見を整理したものです。都道府県が有する指導監督権限は、管理者だけではなく、整備者や充填回収業者、廃棄等実施者など、多岐にわたることから、法の趣旨を適切に実施するために、どのような権限移譲が適切かを検討する必要があるという意見や、制度の課題をまずは明確にする必要があるという回答、それから複数事業所を有する管理者については、都道府県の指導監督が有効とする意見などがございました。

次に、権限移譲した場合に生じると想定される課題等の指摘を整理してございます。都道府県と政令市等の指導監督に齟齬が生じる懸念があることから、情報共有や指導方針統一のための連携体制の構築が必要という意見や、移譲された政令市等の体制整備への配慮

を求める意見がございました。

また、管理者と充填回収業者に対する指導権限が異なることにより、管理者への立入検査で充填回収業者の法令違反が明らかとなった場合の対応や、不適正事案に対して、管理者と充填回収業者の双方を指導する必要がある場合など、効果的な指導ができない可能性が指摘されております。この点につきましては、充填回収業者の負担に配慮する必要があるとしながらも、充填回収業者に関する事務もあわせて移譲するという意見もございました。

次、資料の6ページをご覧ください。ここからは建設リサイクル法と関連した、建築物の解体工事における指導強化などの観点から、解体届に関する情報共有の実施状況などについて調査した結果となっております。情報共有につきましては、「実施している」団体が4割という結果となっております。

7ページをご覧ください。情報共有を実施している団体の具体的な例を、ここにまとめてございます。情報共有システムを有している団体、電子データを庁内ネットワークで活用している団体、届出書の写しを利用している団体など、それぞれ工夫して情報共有を実施しているという状況です。

続きまして、次の8ページをご覧ください。情報共有を「実施していない」団体が6割ほどございますが、その理由や背景等を整理させていただいております。

制度的なものとしたしまして、解体届に第一種特定製品の有無に関する情報の記載義務がないということ、それから情報提供を受けようとする場合の法的根拠や、情報取扱の手続の整備の必要性、建設リサイクル法の解体届が特定行政庁に権限移譲されており、提供可能な情報の考え方や、提供方法が異なることから、指針や通知を根拠に一律に情報共有することは困難であることなどの意見がございました。

運用面といたしましては、共有された情報を十分に活用できる状況にないこと、解体届の件数が膨大で、情報提供する建設部局や、特定行政庁となっている自治体の負担が大きいことなどの意見がございました。また、解体届の作業期間とフロン類回収作業の時期が必ずしも一致しないので、情報の価値が高くないという指摘もございました。

9ページをご覧ください。建築物の解体工事における指導強化のための課題や施策についてですが、解体届に第一種特定製品等に関する情報の記載を義務づけることで、適切な立入検査や指導監督が可能という意見が多くありました。

また、フロン排出抑制法第42条に基づく第一種特定製品設置の有無についての確認結

果書面と解体届が連動する仕組みや、解体届の提出期限を現在よりも前倒しし、届出提出時のフロン法担当部局への写しの送付などの、仕組みの整備が必要という意見もございました。

権限移譲に関しましては、建設リサイクル法や大気汚染防止法に基づく解体現場への立入権限は、政令市等へ移譲されているため、第一種特定製品廃棄等実施者に対する立入権限も移譲することで、実効性のある立入検査が実施可能という意見もございました。

このほか、解体工事元請業者等に対する適正処理規定の創設や、フロン回収の義務や解体工事元請業者による「第一種特定製品設置の有無の確認」等の義務についての周知強化が必要という意見がございました。

以上、全国知事会が実施しましたアンケート結果に基づきまして、フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県から政令市等への移譲等に関して、現時点での都道府県の認識や意見等を整理し、説明させていただきました。以上で説明を終わります。

○西菌座長

ありがとうございました。

全国市長会を代表いたしまして、高松市からのご発表をお願いいたします。

○全国市長会（高松市 三好室長）

皆さん、おはようございます。高松市の三好でございます。

資料 1-3 をご覧いただきたいと思います。全国市長会資料でございまして、まずは 6 ページをご覧いただきたいと思うんですが、6 ページの中の、中核市の 2 番目の丸になるんですがけれども、本市は今般のご提案に対しまして、指定都市や中核市は一定程度の人口集積を有するものの、今後長期的に国全体で人口減少の傾向にある中で、これまでどおり都道府県という広域的な単位で一括して執行することが、事務の合理化に資すると思われるので、この回答を行っております。経済、社会に関する指標は様々ございますけれども、その量的な側面を代表するものとして、人口に着目をいたしまして申し述べたものでございます。

では資料の 1 ページをご覧いただきたいと思います。私からはまず香川県、高松市の状況についてご説明を申し上げます。高松市といいますのは、県内で唯一の中核市で、県庁所在都市でもあります。

この表 1、人口の推移をご覧いただきますが、2015 年までは実績、2020 年以降は将来推計でございます。この推計は 2010 年の国勢調査に基づくもので、この数値の基礎が若干古いデータではありますけれども、社会保障・人口問題研究所が公表済みの、最新の推

計でございます。

香川県全体では、実績は 1995 年をピークに減少傾向で、その減少率も逡増しているのに加え、将来推計では減少率に拍車がかかり、急減をすると推計されております。高松市については、これまでのところは微増で、将来推計では減少に転ずると推計はされておりますが、県内における占有率は一貫して上昇するという傾向でございます。

次に表 2、事業所数の推移でございます。フロン排出抑制法では、このフロン類が充填をされている業務用のエアコンや冷蔵冷凍機器を対象として、排出抑制の措置が規定をされております。エアコンについては、中には家庭用のものを設置している事業所もあると考えられますけれども、多くの事業所が業務用エアコンの管理者になり得るものとして、この表に集計をいたしたものでございます。

統計調査に変更があったことによりまして、2004 年以前と 2009 年以後、これは別のものとなりますけれども、香川県全体では 2004 年まで、そして、2009 年以後、減少しておりますけれども、高松市の県外占有率は上昇をいたしております。エアコンに関しましては、管理者になり得る事業所は減少傾向、そして、高松市への集中傾向というふうになっております。

次に表 3、業種別事業所数の推移でございます。これは業務用の冷蔵冷凍機器を有する可能性が高いと思われる食料品製造業などに限って、事業所数を見たものでございます。ご覧のとおり、社会保険関係が激増しているほか、医療業など、一部に増加している業種がありますけれども、こちらも香川県全体での減少傾向と、高松市への集中傾向というふうになっております。

今申しました表 2、そして表 3 からは、今後、人口の減少が推計される中、フロン法の対象機器管理者となる事業所数が増加に転じるということは考えにくいというふう存じておりまして、指導監督対象者の減少が予想をされるところでございます。

また、香川県の場合は、フロン法に関する事務は出先の機関ではなくて、県庁の担当課が一括して行っているというふう存じておりまして、事業所の高松市への集中の進展は、いわば県庁足下の管理者の割合が増えるということになりますので、管理者の指導監督を行う上で、その事務の効率向上につながる、つまり、あえて管理者の指導監督事務を市に移譲する必要性は減じていくものというふう存じております。

次に 2 ページでございます。表 4、第一種フロン類充填回収業登録業者数でございます。全部で 442 事業者、そのうち、県内事業者が 238、県外事業者が 204 というふうになって

おります。

あわせて図 1、高松経済圏をご覧ください。図 1 の左端の 2 市町村が、表 4 でいうところの西部、図の上方で地図がほとんど切れてしまっている島嶼部、これが表 4 の小豆地区に当たるものでございます。ご覧のように、島嶼部と西部を除く、東部、中部を合わせた 210 余り、すなわち、登録している県内事業者のほとんどが、高松経済圏に所在をしているものでございます。

フロン法では、第一種フロン類充填回収業を行おうとする区域を管轄する知事の登録を受けなければならないというふうに定められております。お示しをしております高松経済圏は、これは通勤率 10%以上の都市雇用圏の考え方で設定をされておりますので、登録業者の顧客所在地の範囲とは必ずしも全く同じではないとは思われますが、道路などの交通網、通信網が発達をした現在、県外業者を含めて、自分の商売は高松市内に限定するかどうか、あるいは高松市以外でしか仕事しないというふうな業者はあまりいないのではないか、つまり、ほとんどの業者は、高松市内でも業務を行っているものと存じます。

そうしますと、管理者の指導監督に関する事務の移譲が行われた場合、法の規定上、ほとんどの登録業者が有する市内の顧客に関する情報であるとか、充填等に関する情報、これが必要となりますけれども、そもそも登録時も行っていないので、登録業者のつながりがないと。

情報を求めようとしても、登録していない、市に何で出さなければいけないのかとか、いやいや、管理者に対する指導は我々の仕事なので、情報をくれないと困るんですよ、というような説明が逐一必要となるというふうな、大変な混乱が予想をされるところでございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。これは香川県特有の事情だとは思いますが、県によって事情が違う 1 つの事例という意味で、表 5、香川県の面積、そして表 6、高速道路をご覧ください。ご覧のとおり、香川県は全国で最も面積の小さい県でございます。県内を東西に貫く高速道路を使えば、端から端まで 1 時間程度で行くことが可能ですので、例えば不適正処理の現場確認のため、立入を行うとしても、他県ほどの負担はないのではないかと存じます。

加えて図 2、香川県における高松市の位置をご覧ください。高松市はほぼ県の中央部を占めております。高松市の位置が東の端だとか、西の端にあるのであれば別なんですけれども、事務移譲が行われた場合であっても、県の職員が高松市にある県庁から東の

端、あるいは西の端に出向く必要は減じないというふうなことになります。

以上のように、香川県、高松市の状況からは、今後の人口減少を初めとする社会経済情勢の推移に伴う対象機器管理者の減少と、中核市である本市への集中、管理者の指導と監督権限と、充填回収業登録権限の違いにより予想される混乱、そして、県における事務負担の観点から、提案がありましたフロン排出抑制対策に係る事務の移譲につきましては、現行の都道府県による執行を継続することが、事務の合理化に資するものというふうに残っております。

これ以外に、4 ページから 5 ページにかけて集約をしておりますとおり、市長会の各市から意見が出されております。

例えば現状で大防法や水濁法等の届出事業所と、フロン法の登録業者は必ずしも同じではなく、県、市による二重行政とはなっていない。

県において、第一種特定製品の所在の正確な把握や、当該製品の管理者を効果的に監督する仕組みがない状態のままで、管理者監督の権限を移譲されても、市が的確に権限行使をすることは困難である。

登録業者の一定割合は県外業者が占めており、商圏が複数県にまたがる広域であるのかかわらず、県よりも管轄区域の狭い市に事務移譲することは、商圏の規模にそぐわない。

現行のフロン法は、大幅な改正を経て、平成 27 年 4 月に施行されたばかりで、現段階での権限移譲は時期尚早である、などがございます。

こうしたことを踏まえまして、全国市長会といたしましては、5 ページの四角囲いに記載のとおり、考えております。

都道府県においては、現行法のもと、第一種特定製品管理者に対する立入検査等の権限行使に当たって、第一種特定製品の所在を正確に把握し、その管理者を効果的に監督する仕組みがないこと等により、大変苦慮している実態がある。そうした実態の改善を図ることなく、当該権限を移譲することは、効率的に処理することが困難な事務を政令指定都市・中核市に担わせることとなるとともに、財源移譲が的確に行われない場合には、財政負担のつけかえになりかねないものと懸念する。

拙速な議論により性急な措置を講じるべきではなく、広域的な調整の観点等も踏まえて、慎重に検討すべきである。説明は以上でございます。

○西園座長

ありがとうございました。

前回、第2回のときの、東京都の高橋委員、それから群馬県の根岸委員のほうからも、この指導監督等のマンパワーというんでしょうか、その辺の問題についてはご指摘がありましたけども、今回はそれぞれのお立場を代表して、県のほうから岡山県、そして、全国知事会を代表して秋田県から、権限移譲を進めてほしいというご意見、それから最後に高松市からは、市の実態として、なかなか現状ではまだ移譲は難しいのではないかという、そういうご意見をいただきました。

この件につきまして、委員の皆さんのほうからご質問あるいはご意見を受けたいと思います。どなたでも結構です、ご発言のある方は、挙手をいただきますが、いかがでしょうか。大塚委員、どうぞ。

○大塚委員

意見になってしまいます。大変興味深いお話をありがとうございました。意見は分かれていましたけれども、私が今伺ったところでは、高松市のお話は、結構高松市の個別的な事情がかなり反映されていたのかなというところもございます。

1つ、やはり気にしなければいけないのは、秋田県のところの、5ページのところにありますように、管理者と充填回収業者に対する事務・指導権限が別になってしまうと、つまり、管理者だけについて政令市・中核市のほうに権限を移譲すると、必ずしもよい結果にならないということがよく分かりましたので、これは、移譲するときにはこの2つをあわせて移譲したほうがいいのではないかということを感じたということをおし上げておきたいと思います。

それから9ページのところですけれども、建設リサイクル法との連携については通知が出ていて、連携していただくことをお願いしているんですけど、必ずしもうまくいっていないということが、前にも環境省からのご説明にございましたが、理由が幾つかあるということがよく分かりました。

それで、9ページのここに書いておられるような、建設リサイクル法を含めた対応がぜひ必要だということ、そういう通知だけではなくて、法的な対応が必要ではないかということをお痛切に感じたということをおし上げておきたいと思います。以上でございます。

○西園座長

ありがとうございます。2点、まず管理者と充填回収業者の指導権限が異なるということの課題と、それから建り法、これは前から出ている課題ですね。これをきちんとやはり決めるべきだということです。

それでは高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。3つの県、それから市からのご報告、どうもありがとうございました。

私も質問というよりは、むしろ、ここの検討に関して1点だけ申し上げたいと思うんですけれども、どこにその監督、立入の権限を置くのが最も適切かという議論をするためにも、3者が共通されていたのは、いわゆる特定製品の所在、管理者の把握というのがきちんとできないままで任されても困るという、その問題を一番大きく、私は共通して指摘をされているというふうに思っております。

ですから、ここのまさに検討会での議論で、やっぱりきちんと論点として掲げるべきは、特定製品の所在、管理者の把握の仕組みというのをきちんと作るということが非常に重要な論点、いわゆるこの監督、そしてその規制をきちんと効果的に行うという意味で、どこがやるにしても、それは必要だという点だというふうに思います。

その点はそれぞれのご報告の中にもありましたけれども、特に岡山県の、その他の意見のところ、非常に具体的な提案を出していただいておりますので、これもあわせて今後の論点の1つの中に入れておいていただきたいというふうに、事務局に対してお願い申し上げます。以上です。

○西園座長

ありがとうございます。権限をどちらに置くかということとは別の問題といたしますか、もっと本質の問題として、この法律の中での制度の充実が必要であるという、そういうご意見でしたが、ほかの委員はいかがでしょうか、ご質問とかはございませんでしょうか。それでは松田委員、お願いします。

○松田委員

今、高村委員から、機器の所在を把握するのが重要だというお話をいただいたのですが、でも、それをやるのはどこですかというふうになって、結局それをじゃあ国がやるのか、県がやるのか、市がやるのか、その人がいるのかということで、結局は機器の所在を把握することで精いっぱいになってしまって、本来はもっと機器がどう取扱われているかといったところに行政の目が入らなければいけない。機器を管理するというか、見ることだけに行政の力を注ぐということがないようにはしていかなければいけないかな、というふうに思います。

ただ、そうすると、機器の把握をいかに効率よくやるかということをしきりと議論しないと、高村委員が言われていることはよく分かるんですけども、そこまで考えていかなければいけないだろうなというふうに思ったので、一言コメントとして言っておきます。

○西園座長

ありがとうございます。制度の本質にかかわるところですけども、機器の把握自体をどういうふうな仕組みで行うかということについての議論も必要であるという、そういうご意見でした。

ほかの委員はよろしいでしょうか。特にご質問、ご意見はございませんか。

そうしましたら、この件につきましては、この場ですぐに結論を出すということではありませんので、今のご3者の発表と、それから委員の方からいただいた意見等を事務局のほうで整理していただいて、報告書の中に最終的に盛り込んでいただくようお願いしたいと思います。

それではこれで第1の議題につきましては閉じることにいたしまして、ヒアリング関係者の方におかれましては、本検討会へのご出席、ご対応、本当にありがとうございました。

(2) フロン類算定漏えい量の集計結果等について

○西園座長

それでは次第に従いまして、議題の(2)フロン類算定漏えい量の集計結果等についてということで、こちらのほうは環境省、群馬県、東京都の3者からのご説明をお願いしたいと思います。それでは環境省からよろしく願いいたします。

○フロン対策室 室長補佐（池松補佐）

環境省フロン対策室の池松でございます。私から資料2から資料5まで、ご説明をいたします。

まず資料2でございます。フロン類算定漏えい量報告・公表制度の平成27年度結果でございます。こちらにつきましては、前回の検討会の際に中間報告という形で、大まかな事業者数であったり、量というものについてご報告したところでございます。

ちょうど先日、2月20日になりますが、こちらの結果について取りまとめが終わりましたので、公表いたしました。確定した数字としまして、資料にございますとおり、特定漏えい者数としては446事業者、特定事業所は259事業所でした。また、報告されたフロン類算定漏えい量の合計値は、245万トンCO₂であったということでございます。

なお、この制度の趣旨について、いま一度申し上げますと、本制度は、フロン類の漏えい量の多寡に着目するものではなく、当該機器使用時のフロン類の漏えいの実態を把握・公表することによって、より適切な機器の管理を促進して、フロン類の排出抑制に資することを目的としています。

ですので、この算定漏えい量自体は、機器の設置環境、あるいは使用されているフロン類の種類、規模・台数等の要因によって左右されますので、その多寡をもってどうこう言うものではないということについて、1つ申し上げておきたいと思います。

なお、今回の結果につきましては、以後、より詳細な分析、例えば業種ごとであったりとか、各事業所からプラスアルファの様式で個別のデータ等も頂戴してございます。そういう中で、どういったことに原因があったのかということも今後解析を進めながら、施策の効果検証であったり、反映をしていきたいというふうに考えてございます。以上、資料2でございます。

続きまして、資料3の日本冷凍空調工業会のガイドラインでございます。こちらは前回、環境中にフロン類を漏えいしにくいような製品を製造するような仕組みという課題につきまして、松田委員から、製造メーカー団体としてのガイドラインを策定しているのご説明を頂戴したこともございまして、その内容を、ご紹介したいと思います。

日冷工では、大きく2つのガイドラインを策定されてございます。

1つは、冷凍空調機器の冷媒漏えい防止ガイドライン。こちらは、要はメーカーが設計、製造、設置、そして施工、整備、使用、施設、廃棄時と、機器のライフサイクルについて要求事項を定めたものになってございます。これによって、機器が廃棄されるそのときまで、冷媒漏えいがしにくいようなものづくりをしていこうというガイドラインになってございます。国内で販売されるものについて、業界団体として適用しているものです。

もう一方が、冷凍空調機器の冷媒回収に係る回収口形状と表示ガイドライン。これは、機器から冷媒を回収しやすいような、そういう設計ということを念頭に置いたガイドラインとなっております。

この両ガイドラインとも、日冷工のホームページで閲覧することができますので、裏面のほうに、ちょっと粗くて恐縮ですけれども、このような内容ですというものを示してございます。より詳細なもの等は、日冷工のホームページでご覧いただければと思っております。

続きまして資料4、冷凍保安規則に係る冷凍空調施設における事故の発生状況について

でございます。こちらは、「高圧ガス保安法」の「冷凍保安規則」に基づき報告されました、平成24年から27年までの冷媒漏えい事故に関する、その要因等を整理したものでございます。

高圧ガス保安法におきましては、一定規模以上の冷凍冷蔵施設、不活性のフルオロカーボンについては5冷凍トン以上、その他のフルオロカーボンは3冷凍トン以上、は、この高圧ガス保安法に基づく届出、あるいは許可の施設となつてございまして、冷媒事故等があった場合は、法に基づき届出をするということになってございます。

この高圧ガス保安法で対象となっている冷凍設備数は、国内で約8万台存在しております。この8万台について、24年から27年までの間で冷媒の漏えい事故があった件数について集約したのが、こちらの表になってございます。

直近で申しますと、平成27年度でございますが、フルオロカーボンの漏えい事故件数としては156件、そのうち、製作不良、設計不良というもので合計31件ということで、全体の2割程度を占めているという状況でございます。

また、施工の管理不良というものにつきまして、11件ということで、約7%を示しているという状況で、この事故件数が増えているということについての原因等については、まだ考察をできてございませんけれども、直近の中において一定の設計不良、これに起因する冷媒漏えい事故が存在しているということが、この報告の中で判明しているところでございます。

高圧ガス保安法対象は8万台でございますので、今国内に存在すると言われていたフロン法の対象である業務用の冷凍空調機器はトータル約2,000万台という、その中のうちの8万台ということでご理解いただければと思います。

そして、次に資料5、ヒーター使用の有無によるフロン回収率向上への効果でございます。こちらは前の論点としまして、充填回収業者が回収時に従う技術基準の検証に関して、今の回収基準以上に追加的な措置等をなさっているケースがあるのではないか、それをすることによって、回収の効率が上がったりするのではないかということについて、ダイキンサンライズ摂津のご協力を得て、調査した実験結果、知見をご紹介しますものです。

こちらは、室外機側に冷媒を封入し直す、いわゆるポンプダウンした機器を対象としてございまして、このポンプダウンした室外機を工場のほうに持ち帰り、温風ヒーターあり、要は温めるという工程になりますけれども、これの有無によって、回収率に差が出るかどうかというものを実験したものでございます。条件としましては、0.05メガパスカルま

で回収するという条件になってございます。

こちらをご覧くださいますと、5 件のサンプルがあるんですが、いずれもヒーターで温めると、コンプレッサーを温めるという工程をしたほうが、回収率が上がる結果が示されています。回収率に幅があるのですが、回収率としては3%から28%、回収率が向上したという結果が出てございます。

もう1つ注意すべき点としては、全回収率が100%を超えている数字がございませけれども、これは銘板充填量に対してとなっておりまして、設置充填量がここでは加味されていなかったということもあって、全回収率が100%を超えたものと推察されているところでございます。

この結果で直ちということではないのですが、今後この諸条件等の比較もしまして、回収率を向上する上でのデータ集め等、ご協力を引き続きいただきながら、知見を集めていけたらというふうに考えてございます。以上、資料2から5までのご説明でございます。

○西菌座長

ありがとうございます。

それでは続きまして、群馬県からの説明をお願いしたいと思います。

○根岸委員

資料6-1をご覧くださいと思います。先日行ったアンケート調査ですが、建築物の解体に伴って、フロン法の遵守がどんなような状況になっているかというのを調べたアンケートです。

もともなったデータは、前橋市の28年の4月から12月までの間の、建設リサイクル法による届出の件数631件を対象といたしました。このうち、個人による、個人住宅の解体等を除外していったら、最終的にアンケート調査の対象者としましては、631件中60件を対象に調査を行っています。期間もちよっとなくて、調査対象数が少し少ないのですが、これは前橋市内の調査ということで、地方都市における状況というふうにご覧になっていただければいいかなと思っております。

(1) の特定解体工事元請業者による説明責任ですが、アンケートに回答のあった41件中、フロン法の定めのとおり「文書による説明」が実施されたのは、5件にとどまっております。

ただ、「口頭説明を受けたもの」が20件、「設置されていないことが明らかなもの」は11件とあるのですが、これも法律上、確かにこの「設置されていないことが明らかな

もの」に該当しているのかどうかというところまでの詳細調査は行っておりません。

したがって、法に基づく書面の交付というのは、やはり徹底していないのかなというふうに思っております。「特定の解体工事元請業者」あるいは「管理者」ともに、法の周知が十分ではないのではないかと思います。

また、交付された書面の保管義務がないので、その辺は立入調査等による確認もできない、あるいは管理者がフロンに関する事項を重要視できないような要因になっているのかなというふうにも考えております。そこで、交付された書面の保管義務を制度化するというのも、1つの方法ではないかというふうに思っております。

続いて、(2) 第一種特定製品の廃棄についてです。回答のあった41件中、特定製品を「廃棄した」のは、11件の解体工事ということです。したがって、全体の母数で考えると、631件のうち、廃棄が行われた件数というのは11件ということで、全体量からすると、かなり少ないかなというふうに考えています。

そこで、現在行われている建設リサイクル法のパトロール、これは年に2回程度、解体工事現場の立入調査をやっているのですが、なかなかこの現行の立入調査では、十分なフロン法に関する効果は上げづらいのかなというふうに感じています。

数の多い管理者に対応するためには、やはりこのデータの中から絞り込みを行うという必要が出てくるかと思えます。建設リサイクル法に基づくデータは、重要なデータではあります。これをどう生かすかということかなというふうに思っております。

そこで、届出データをもとに、廃棄等実施者に関するアンケート調査などにより、特定解体工事元請業者を絞り込んで、そこに対する指導を行うことで、ひいては管理者に至るまでの全体の広報、周知を高めていく、こんなやり方があるかなというふうに考えています。

それと、(3) 行程管理制度です。「廃棄した」という11件の中で、管理票の写しの交付をお願いしたんですが、5件しか送付をされなかったということです。そんなことから、行程管理制度自体、母数は少ないんですが、適切に運用されていない可能性があるかなというふうに思っております。

また、これらを徹底させるためには、先ほど言った特定解体工事元請業者への指導を通じて、面的な広がりを図っていくというのが有効かなというふうに考えています。いずれにしても、中核を担う充填回収業者であったり、あるいは施工業者であったり、元請業者であったり、こういう中核をなす業者から面的な広がりへの指導をしていくというのが、現

状においては有効かなというふうに考えております。以上です。

○西園座長

ありがとうございます。現行法制度の運用の実態ということでお話しいただきましたけれども、管理者は非常にたくさんいますので、特定解体工事元請業者への周知をきちんとすることが、指導をきちんとすることが重要であるというご意見でした。

それでは東京都から続けて発表をお願いいたします。

○高橋委員

東京都の高橋です。資料は6-2になります。解体工事現場における行程管理制度の確認実施についてですけれども、実施期間は今年の1月から約1カ月の間に、都内の23区内で行われた建り法に基づく解体工事の都への届出があったものを実査したというものでございます。

この1カ月で、件数につきましては10件になりまして、10件とも現場に行くことができました。そのうち、立入検査は5件になります。残りは、いわゆる第一種の製品がなかったという、フロンがなかったということになります。

具体的にはその裏を見ていただきまして、一覧表になっておりまして、現場のその10件が一覧表になっているものが見えるかと思えます。1番から10番までありまして、23区内のものですけれども、元請のところを見ていただきますと、元請は全部違うんですけども、④と⑤がD、Dと同じということで、4番目と5番目は同じ元請になります。

実際にフロンの装置があったのは、真ん中の該当機器の有無のところ「有」と書いてあるところが「有」ということで、2番、3番、5番、6番、8番の現場で第一種装置があったということでございます。

台数についてはその右側に書いてあるところでございます。5番については現在確認中というところでございます。

そういうような現場でございます。残りの5件については、フロンの第一種の装置がなかったというようなものでございます。なかった現状につきましては、ちょっと状況の欄に書いてありますので、後でお読みいただければと思います。

またちょっと1枚目の表に戻っていただきまして、結果です。行程管理制度に基づく対応が必要であるという認識があったということは、10件中10件ということで、100%認識はあったということ。

また、行程管理票の有無については、有が4件、確認中が1件、無が5件。無が5件と

というのは何かというと、フロンがなかったということなので、フロンの装置があったところは、確認中の1件を含めれば、100%あったというような結果になります。

これを踏まえまして、考察をかけてみました。東京都に届出のあるような大規模な解体業者、解体現場は、やはりこの行程管理制度は遵守されているのではないかなということが、これからは見てとれます。

ですので、施主さんに所有権がある装置、こちらは回収をやっているんですけども、テナントさんが置き去りにするようなどきもありまして、こういうものは、やはり施主さんが自発的に回収を実施しているというふうな現状がございました。

あと、立入検査をやっているときに、書面での台数は確認するんですけども、それを一々、本当にあるのかどうなのかという確認はしておりません。例えば55台を一々確認すると、大変時間がかかりまして、現場にやはり迷惑がかかるということで、そこまではやっていないということがございます。

群馬県からもありましたけれども、建り法に基づいて解体として届出があった現場が、全てがフロンの装置がある、フロン排出抑制法の対応が必要な工事ということではないということで、今回は50%のところ関係ない現場ということでございました。

さらに、その他のところですけども、5月と10月に建り法での合同パトロールをやっておりますけれども、フロン排出抑制法の所管部署の同行が一度もこれまでないという現状でございます。現場把握のために、ぜひ同行していただければと思っております。

また、当期間に小規模な現場についても数件、立入検査をしております、その結果もあわせてここに書かせていただいております。

解体現場で行わなければならない事項の理解については、大体半分ぐらいしか理解していただけていない現状でございます。廃棄物ですとか大防法、アスベストの関係については理解度が高いんですけども、どうしてもリサイクル法ですとかフロン法については5割程度。

また、現場では下請、孫請が入り乱れておりまして、明確な現状、本当に対象機器があるの、ないの、どうなのというところすとか、なかなか確認が難しいというのが、小規模な現場ではそういう現状がございます。ということで、東京都からの発表でございます。以上です。

○西園座長

ありがとうございました。

大規模な現場では、ほぼ制度はきちんと運用されていたけれども、一番下にありますように小規模な現場、あるいは先ほどの群馬県のような事例から考えますと、5割程度という1つの数字が、実態が出てきているかなというふうに思いますが、この件については次の議題(3)と関連しますので、ご意見のほうはそちらに回していただきまして、もしご質問があれば、質問だけ受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

質問といたしますか、資料4で事故発生の状況をお示しいただきましたけれども、これは、黄色がかかっているところは、要するに製造にかかわるところということで黄色をかけていただいたんですね。

○フロン対策室 室長補佐(池松補佐)

そのとおりです。

○西菌座長

その右側の腐食管理不良というのが、実は件数としては一番多くなっておりますので、こちらのほうは製造段階ではなくて、使用段階での簡易点検、定期点検にかかわるところの、実態の数字の1つというふうにご覧いただければいいかと思います。そこにつきまして、何か。

○松田委員

ちょうどお話が出たんで資料4についてですけれども、我々の機器メーカーとしても、KHKの事故情報というのは1件ずつ、どういう原因であるかというのを調べさせていただいています。

特に平成27年度は設計の不良があります。このうち、フロンの特定ができないものは除いてなんですけれども、R-22、それがやっぱり約半分ぐらいあるんですね。結構やっぱり古い。古いもので漏えいして、設計不良というふうになっているのもあるので、全てがここにある、設計が悪いからというふうに捉えられると、ちょっと困るなと思って、一言だけそれを言っておきたいなというふうなことであります。

○西菌座長

分かりました。必ずしもこの年に新設されたものではないということですね。

○松田委員

そうです。

○西菌座長

そうしますと、先ほどの右側の腐食管理不良等と合わせて、運用上の簡易点検、定期点検の対象になる機器ということになるのでしょうか。

ではこの件に関しましては、この実態の数字は次の議題（3）のほうの中で、また皆さんに、これをもとにもご議論いただくことにいたしまして、今日のメインの議題といたしますか、議題（3）の検討会報告書（骨子案）についてということで、こちらのほうに移りたいと思います。

（3）検討会報告書（骨子案）について

○西菌座長

それでは環境省からご説明をお願いいたします。

○フロン対策室 室長補佐（池松補佐）

それではフロン対策室の池松から、骨子（案）についてご説明を申し上げます。この骨子（案）につきましましては、この検討会の第1回、第2回での論点整理、それに対する各委員の皆様からのご意見、また、前回のヒアリング時での各委員の皆様からのご報告事項等、これらを整理、集約いたしまして、本検討会における報告書の骨子（案）としてまとめたものでございます。

全体構成としましては、1つ、これまでの経緯、2つ、各論点の現状と課題、そして3つ目として、今後の方向性で構成してございます。

まずこれまでの経緯としてですが、こちらにつきましては、平成25年のフロン法改正、昨年（2010年）のモントリオール議定書の改正、そして、COP22までの流れを記述しており、この検討会で議論していく背景といったことについて記述してございます。

そして、本日の主題としましては、その2、各論点の現状と課題におきまして諸課題を整理しまして、今後の方向性で、今後の対策の在り方の案等をお示ししてございます。

いずれにつきましても、これまでの皆様からのご意見等をできるだけ組み入れるという形で作成しておりますけれども、今からご説明する中で、何か漏れ等、あるいは、これはこうすべきだということがございましたら、ご意見をいただければ、ありがたく思います。

それではおめくりいただきまして、2ページの各論点の現状と課題からご説明を申し上げます。

まず上流対策でございまして、①モントリオール議定書HFC改正を受けたHFCの

生産量の規制。モントリオール議定書 HFC 改正におきまして、我が国においても 2036 年までに、HFC の生産及び消費の 85%分を段階的に削減することが求められているという状況。

また、オゾン法においては、HFC は規制対象とされていないという現状。そして、フロン法に基づくフロン類使用見通しでは、2025 年度までの我が国のフロン類使用量が定められておりますが、その時点までの目標については達成可能であろうと思われておりますけれども、その後の達成見込みについては、現時点ではまだ定まっていないという状況でございました。

そして、同議定書は 2019 年 1 月 1 日以降に発効することから、我が国におきましても国内担保の法制的措置を講じ、早期の締結が求められているという状況でございました。

また、我が国の HFC のマテリアルフロー、資料の末尾につけてございますけれども、前回の検討会等でご説明した資料となっております。このフローによりますと、フロン類が市中に供給される一方で、市中にストックされている HFC のうちの一定量は、環境中に放出されている可能性があるということがうかがえると。こういう中で、フロン類の排出の抑制を推進するためには、生産量の削減に当たって、できる限り「前倒し・深掘り」を促していくべきではないかというご意見等がございました。

そして、②省エネ型・脱フロン型の冷凍空調機器の普及でございますけれども、現状、冷凍冷蔵分野では、既にこのような機器というのは技術開発が行われ、導入段階にありまして、省エネ対策、フロン類の漏えい対策の両方に貢献しているところです。

また、自然冷媒機器のコストはまだ高くございまして、平成 26 年度から導入補助金をしてきたところですが、一定の自然冷媒機器につきましてコスト削減が図られましたが、まだイニシャルコストについては高い状況にあります。

おめくりいただきまして、3 ページですけれども、この冷凍冷蔵機器については代替の、新しい次世代の自然冷媒という新しい冷媒が出てきてございますが、一方で、エアコンの領域においては、まだなかなかそういう状況にないと。ビジョンが示されていないという中では、モントリオール議定書 HFC 改正を受けて、冷媒転換のロードマップが求められるのではないかとご意見でございました。

3 点目、GWP の高いフロン類を使用した製品の流通抑制のための仕組みですが、我が国におきましては、指定製品制度として指定製品群ごとに、目標年度までに当該製品群全体の温暖化係数を削減していくというスキームを設けておりますけれども、欧米にお

きましては、一定以上の GWP のフロン類を使用した製品の上市が規制されているという制度がございます。こういったものと比較して、どうであろうかといったご意見等がございました。

そして4点目、フロン類の漏えいしにくいような、あるいは廃棄時にフロン類を回収しやすいようなものにつきましてですが、現状の法の中でいきますと、フロン法では、指定製品の判断基準を定める観点として、フロンの使用量の低減、あるいは低 GWP 化といった、「使用の合理化」を推進するという観点での判断基準が設けられています。

一方で、先ほどご説明しましたとおり、業界のガイドラインの中では、管理の適正化の観点からの、製品制度に係るガイドラインが既に設けられています。また、事件事例として、過去のものも含め、設計不良を起因とするものが報告されていました。

そのような中で、フロン法に基づいて、指定製品の製造業者等に対して、漏えいしにくいような製品、あるいは廃棄時に回収しやすいような製品の製造に配慮するよう、より取組みを強化するような仕組みを講じていくべきではないかという課題が示されてございました。

そして次、中・下流でございます。使用時漏えいの現状の分析と必要に応じた対策の検討でございますけれども、平成 25 年の改正によりまして管理者の判断基準を設けて、使用時漏えいの対策が強化されたところでございます。

4 ページにまいりまして、先ほど申し上げたとおり、SHK につきましても今年度初めて公表したところであり、また、来年度におきましては、経済産業省において全国的な使用時漏えい等の調査を実施する予定でございまして、法施行の状況、効果についての把握が行われる見込みであります。こういった中で、施策効果についての検証も必要ではないかという課題がございました。

そして、2 点目の管理者が漏えい対策を行うための技術基準の検証でございますけれども、先ほどは設計ということでしたが、こちらは施工という観点でございます。

第一種特定製品は、機器を実際にメーカーが販売しまして、ビル等で設置する際には、そのビル等の配管等と接続して設置されるわけでありましてけれども、製品の製造業者と施工業者とは別であることが多く、中には冷媒の特性等を十分に理解しないまま施工する、そういったことによる施工不良というようなものが事象として生じている。先ほどの高圧ガス法の事件事例の中にも、施工管理不良を原因とする事例も報告されていたところでございます。

また、ユーザー側からも、一度施工されてしまうと、壁面の中におさまってしまうというところもあって、管理者が以後に確認するというところは極めて困難だということの中で、適切な施工を求めたいというご意見、課題がございました。

そして、廃棄時回収率が向上しない要因の分析と対策の検討でございますが、現状としまして、フロン回収・破壊法制定時から 3 割台を推移しています。昨年度は 38%ということによって一定の伸びを示しましたが温暖化対策計画では、2020 年度の廃棄時回収率の目標、目安としてございますけれども、50%と、2030 年には 70%と定めているところで、この目標達成のためには、早急に抜本的な対策が必要であるという課題が示されてございます。

また、建物解体時の取組みにおきましても、平成 25 年の法改正以後、環境省から各都道府県等に対して通知をしてきたところでございまして、先ほど東京都、群馬県から、あるいは知事会等のお話の中でも、いろいろな各自治体の方でお取組みをされてきて、ご苦労いただいているところであると。

その中で、いろいろな課題があるというところで、d) でございますけれども、知事会の報告であります。建り法、フロン排出抑制法において、行政が解体時における第一種特定製品の有無に関する情報を得る法定根拠・規定がない、あるいは部局間だけでなく、行政庁間で情報共有する際の、個人情報の取扱上の手続、こういったものを整備する必要があるというご指摘もございましたし、運用面の課題としましては、やはりマンパワー不足があるということに加え、膨大な数の解体届を確認、処理するのは困難、不可能であると。また、解体届作業期間とフロン類回収のタイミングが必ずしも一致しないということで、情報価値が低下するのではないかというご指摘がございました。

また、東京都と群馬県とのお話の中でいきますと、廃棄等実施者による行程管理制度、あるいは特定解体工事元請業者による事前書面交付等の、その説明の運用状況を調査いただいたわけですが、ともに大手事業者であれば、比較的フロン法の認知が進んでいて、遵守されているという一方で、小規模の解体現場においては、認知度が低いと。

一方で、届出者の属性を確認するということによって、第一種特定製品の廃棄等の可能性がある件数を絞り込んでいくという、それによって調査を深めていくということは可能であったということをご説明いただいたところであります。

また、特定解体工事元請業者による発注者への第一種特定製品の設置の有無の書面交付については、その設置の有無の説明を受けたとする発注者のうち、書面交付を受けた割合は 2 割であったということで、こういったところの履行が課題と指摘されています。

また、第一種特定製品を廃棄した発注者に対して、行程管理票の提出も要請しましたが、回答率は半分程度であったという状況でございます。

そして、4 点目ですけれども、充填回収業者が回収時に従う技術基準の検証としておりまして、先ほどのヒーターで温める等の調査をしたところであります。一定の回収率の向上が見込まれたということですが、一方で、こういった取組みを一律に位置づけると、人件費等が追加的に発生するおそれがあると。結果、回収費用の向上を誘発して、全体として回収率の低下を招きかねないのではないかというご指摘もございました。

回収率の向上に向けて、このような自主的な取組みを行っていること自体は評価されるべきものであるとして、そのような取組みをどう後押しするかといったことが課題として挙げられてございます。

そして、⑤業務用冷凍空調機器の管理者を効果的に監督する仕組みですけれども、全国で約 2,000 万台の機器が存在すると言われていた中で、その所在を詳細に把握し、効率的に都道府県が指導監督する仕組みがなかったと。

ここについて、各自治体では、他法令等の届出情報等も活用しながら、管理者等の指導監督に努めていらっしゃいますけれども、フロン排出抑制法の観点からは、まだ現状は十分とは言えない状況であるというご指摘がございました。

こういった中から、先ほどの SHK を含め、来年度の調査結果等も含めながら、効果的に監督する仕組みを検討すべきではないかという状況でございます。

そして、指導監督体制の強化でありますけれども、マンパワー不足というこれまでの指摘に加えて、本日、各 3 団体の方からのご意見を頂戴したわけですが、フロン法に基づき指導監督を行う事務について、政令市に移譲するケースや引き続き都道府県で行うケース、あるいは国における役割など、こういったことについて議論が必要であろうというご指摘がございました。

そして、横断的事項でございますが、経済的手法につきまして、地球温暖化対策のための税、温暖化対策の中では、CO₂ の排出に課税、1 トン当たり 289 円がされている一方で、フロン類の排出には課税されていません。

そういう中で、従前から経済的手法につきましては、「これらの課題等を踏まえて、引き続き検討が必要である」とされてきたところございまして、現状に照らして、どのような検討が要するのかというご指摘がございました。

そして、普及啓発ですけれども、従前からの課題でもありますが、非常に裾野の広い状

況について、周知が図られていないという中で、関係者とも連携して、どのように取組んでいくべきかというご指摘等がございました。

そして、最後、その他でございますけれども、フロン法で規定するみだり放出の禁止の規定であります。フロン法での禁止規定の中では「特定製品」、すなわち、業務用冷凍空調機器とカーエアコンになりますけれども、これらのみだり放出の禁止の対象にしておりますが、いわゆる「家庭用機器」という、一般消費者が通常生活の用に供する機器は対象に含まれていません。こういったものについて、何らかの対策等が必要ではないかというご指摘等もございました。

以上の課題等を踏まえて、対策として3ポツの今後の方向性と示してございます。基本的には先ほど申し上げてきた課題、こうしていくべきではないか、あるいはこういったことをやらなくてはいけないのではないかということについて、検討していくべき、あるいは取組んでいくべきというような形で対応してございます。

ですので、前段については少し省略しながらご説明しますが、3の今後の方向性、上流対策、モントリオール議定書HFC改正を受けたHFC生産量の規制につきましては、まずこのモントリオール議定書の早期締結に向けての国内担保法の法制的措置、これが必要であるということが1点と、課題としては、マテリアルフローの観点から見れば、フロン類の排出抑制を推進するため、できる限り「前倒し・深掘り」を促していく取組みを進めるべきではないかとしています。

一方で、現在のオゾン法の規定の中で、対象物質の破壊量として確認を受けた数量を、製造量から減じることができる仕組みが存在しています。少々分かりにくいかもしれませんが、これは許可製造量に加えて、破壊量相当分についても製造することが認められるという、議定書そのもの書いている規定ですけれども、これがオゾン法の中です。

現状、特定フロンについて、この仕組みを活用したことはございませんが、HFCについて、これをどのように適用していくのかということや、あるいは生産を認めることも考えられるということがあります。

その場合に、その破壊量の二重計上であったりとか虚偽記載等を防止して、この運用がしっかりできるような措置を改めて検討するべきではないかということが考えられます。

また、省エネ・脱フロンの冷凍空調機器の普及につきましては、イニシャルコストがまだ高いという状況等もございまして、また、SHK等の結果も踏まえながら、省エネ型自然冷媒補助金の交付対象の拡大、小売業におけるショーケース等の追加等を検討すべきでは

ないかということが考えられます。

また、冷媒転換につきましても、そのロードマップというものをしっかりと検討していくべきという中で、ロードマップにおいては、技術開発・導入促進に加えまして、人材育成という側面も加えていく必要があるというふうに考えてございます。

この人材育成というのは、やはり技術的に十分な知見を有する方、その資格、なかなか資格という中でいくと、WTO 等に抵触することもございますので、取扱に配慮が必要ではありませんけれども、新技術にもしっかりと対応できる方、既存技術にも対応できる方、そういう方をしっかりと育成していくということを、機器の促進とともに検討していきたいというふうに考えてございます。

また、高 GWP の観点につきましても、現行の指定製品制度の効果、あるいは海外の規制動向等、その施行状況をしっかりと的確に把握しながら、導入の是非等を検討すべきというふうに記載してございます。

4 点目のフロン漏えいしにくい、あるいは廃棄時にフロン類を回収しやすい製品の製造につきましても、先ほどの例のとおりがありますので、フロン類使用製品の製造業者に対して、フロン類を漏えいしにくい製品、廃棄時に回収しやすい製品をさらに求めていきたいというふうに記載してございます。

そして、(2) の中・下流につきましても、使用時漏えいの現状の分析と必要に応じた対策の検討につきましても、SHK 含め、施策効果の検証をやっていく必要があります。管理者の点検の義務づけ等、これらも含めて議論すべきということを記載してございます。

また、管理者が漏えい対策を行うための技術基準の検証であります。これは管理者に直接課すものではございませんが、施工に着目したものとして、適切な現場施工を確保するため、管理者への引渡後の漏えい事故を可能な限り防止するために、施工事業者による施工水準を確保するための枠組みを位置づけるべきではないかという記載をしてございます。

そして、廃棄時回収率でございますけれども、全国で第一種特定製品が 2,000 万台ある中において、大手の事業者ではコンプライアンス、法の認識が高いということがうかがえたわけですが、一方で法令を遵守しない、あるいはそもそもまだ知らないという方が、中小の規模を含めているのではないかと。そういったことが、廃棄時回収率が向上しない要因とも目されると、ありました。

その一方で、都道府県等を中心に、規制のさらなる取組みを進めていただくということは大前提ではあるのですが、2,000 万台というその規模につきましても、それを全て完全に

コントロールするということにつきましては、膨大な行政コストが必要になるという中で、効果的な取組みを検討していく必要があるというふうに記載してございます。

一方、我が国のフロン類の製造事業者、あるいはフロン類使用製品の製造事業者は、合計でも国内で数百社程度であり、また、そのような事業者はサプライチェーンを構築していらっしゃいます。このようなサプライチェーンを活用して、フロン類使用製品の廃棄等実施者と協力して、フロン類の回収・破壊の促進に積極的に取り組んでいるという事業者もいらっしゃいますので、こういうところを後押し、促していけるような、そういう仕組み作りはできないだろうかということを記載してございます。

e) でございますが、回収率を向上していくという中で、いろいろな業界団体、あるいは自治体、国も含めて、いろいろな取組みが必要であるという中では、それぞれの連携というものが不可欠であろうということから、関係者からなる協議会、仮称としておりますが「フロン類回収率向上協議会」、管理の適正化全般に及ぶことになろうと思っておりますけれども、そういう中で、いろいろな情報共有、提供等も行っていけたらというふうに考えて記載してございます。

そして、f) でありますが、フロン法制定により管理者に対する責務が創設されております。さらに、今いろいろな行程管理票の保管義務がある中で言えば、廃棄時における引渡の義務違反を直罰化すべきではないか、より厳格化すべきではないかというご意見もありましたが、ここにつきましては、やはりまだ法施行して間もないという中におきましては、今後の検討課題とすべきではないかとしております。

そして、解体の関係でございますけれども、群馬県のほうからもございましたように、解体届等のデータにつきましては、非常に膨大な数ではあるんですけれども、一定の属性を絞り込むことで、効果的に立入等を行う可能性があり得るという説明がございましたが、こういうノウハウ等を自治体に共有し、指導監督のマニュアルにも反映させていくということを記載してございます。

そして、各者から共通のご意見としてありましたけれども、特定解体工事元請業者から特定解体工事発注者に対して行う第一種特定製品の設置の有無に係る事前の書面交付、これに関して、その書面の保存義務が不可欠であるというご意見がございました。これらについての義務づけが必要ではないかと記載してございます。

そして、4 点目でございますが、充填回収業者が回収時に従う技術基準の検証におきましては、率先的に追加的な努力を行って、回収率向上を行う方については、優良事業者表彰

の形で、トップランナーとして表彰するような制度を行えないのかということを書き記述して
ございます。

また、補助金におきましても、補助金を受ける場合には、機器の更新をする際に、こう
いったことによって、より回収を行っていただくというようなことを求めていくようなこ
とも書き記述してございます。

そして、⑤の業務用冷凍空調機器の管理者を効果的に監督する仕組みにつきましては、
先ほど申し上げたように、自治体が効果的に監督するための指導監督マニュアルというも
のを拡充して、自治体の皆様にできるだけ多くの情報を提供して、また、自治体間のデー
タの共有、連携もできるような形で、底上げをできるような形をしていきたいというこ
を書き記述してございます。

そして、指導監督体制の強化につきましては、本日のご指摘等を踏まえて、ここに記載
をしてまいりたいと考えてございます。

そして、最後、横断的事項であります。経済的手法につきましては、回収インセンテ
ィブの向上やフロン類等対策の強化のための抜本策として、経済的手法は極めて有効であ
ろうと考えられることから、フロン税も含め、経済的措置については不断の検討が必要で
あるという書き記述としてございます。

普及啓発でありますけれども、特に中小事業者に対して、それぞれの持つルートを活用
して、事業者の手元に届くような周知方法を検討していくということを書き記述しております。

また、解体工事現場におきましても、解体業者だけでなく、解体にかかわる工事業者
全ての方に、法の周知が必要であるというご意見もございましたので、これらを踏まえ、
国・自治体・関係団体と連携して、広く周知していく必要があるということを書き記述して
おり、また、もっと分かりやすく、取組まれる方に取組んでいることの価値を、あるいは重
要性といったもの、例えば地球温暖化防止への貢献といったものを分かりやすく示してい
くようなパンフレットを作ってはいかがかということを書き記述しております。

そして、最後、フロン法のみだり放出の観点におきましては、家庭用機器のフロン類の
みだり放出を規制することを検討すべきではないかということを書き記述してございます。

また、家庭用機器の整備時については、現行制度では回収等の基準がない状態であり、
何らかの検討が必要ではないかとしている一方で、家電リサイクル法に則った形であれば、
適正にフロンの回収が行われるという状況もございますので、この家電リサイクル法に基
づく適正ルートでの廃家庭用機器の回収率を向上させる、このための方策を推進していく

必要があるのではないかという記述としてございます。以上、長くなり恐縮でございますが、骨子案としてご説明いたします。

○西園座長

ありがとうございました。

前回、第2回での検討会で皆さんにお出しいただいた意見をもとに、なるべくそれを盛り込む形でこの検討会報告書の骨子案ができていくということですが、議論のお時間が30分少々ぐらいしかございませんので、あまり分野を区切りますと難しくなるかと思っておりますので、どの分野についてでも、どの部分についてでも、ご質問、ご意見があればお受けしたいと思いますので、発言のご意思のある方は、札のほうを立てていただければと思います。

それではほとんどの方が立っていますけれども、席順でまいりたいと思いますので、松田委員から順番にお願いいたします。

○松田委員

大変よくまとまっていて、これができるばすばらしいんだろうと思うんですけども、なかなかそういうわけにいかなくて、多分優先順序をつけてやっていかなければいけないことも多々あるかなと思います。

その中で、ちょっと気になっているのは何かというと、8ページなんですけれども、人材育成というお話がありました。多分、自然冷媒系の機器を工業会としても作っていかねばいけないというふうなことがあるのですが、特に今後、アンモニア、CO₂、炭化水素系の冷媒を使っていくことになるような機器も出てくると思うんですけども、やはりその取扱をきちんとできる人を育てておかないと、法だけでできて、それを取扱うときに、いろいろと失敗して事故とか死亡に至るというようなところがないようにしておかないといけない。国民の安全を守るべきものを、国民の安全を守らない方向に法改正をしてしまうということになってはいけないということで、その辺をお願いしたいなということになります。

次に10ページですけども、書面がないというお話の中で、今フロン排出抑制法の中でも、充填量、回収量の証明書保管義務がないんです。後で立入って、要はちゃんと充填回収量から漏えい量を検討しようとか、チェックしようと思っても、チェックができないということもありますので、その辺の法の手立てというものも必要じゃないかなということになります。

最後に経済的手法ですけれども、お金というのはどうしてもついて回るんで、きちんとした格好でお金が適切に使われるのであればいいだろうというふうには思うんですけども、そこがなかなかできていないがゆえに、資料としても数年前の資料がついているだけになっている。やはりその辺のところをきちんと、不断の検討と書かれていますけれども、検討をして、課題をどうやって克服するのかということを真剣に議論していただければというふうに思います。私からは以上です。

○西園座長

ありがとうございました。3点ですね。

まず自然冷媒導入に当たっての人材育成で、安全性の確保をきちんと盛り込むこと。

それから書面交付の件、これはいろんなところに出てきますけれども、保管義務について、やはりきちんと規定したほうが良いということですね。

そして、経済的手法についてということでした。

それでは飛原委員、お願いいたします。

○飛原委員

飛原でございます。大変よくまとまっております、こんなに対策をとらなければいけないのかという、そういう逆の印象を受けました。フロン排出抑制法ができて、それで何か問題解決の先が見えるようになったのかなと期待していたら、これだけ課題を示されると、逆に闇がよく分かるようになってきましたという、そういう感想でございます。

それはそれとして、細かなことで2つばかりお願いしたいのが、7ページ目の、今後の方向性の②、省エネルギー型・脱フロン型冷凍空調機器の普及というところで、a) と b) 、補助金の拡大と、ロードマップの提供というのが書いてあるんですけど、それは重要なんですけど、一方でちょっと抜けていると思うのは、省エネ型・脱フロン型のGWPの小さい冷媒及び冷凍空調機器の技術開発支援というのがぜひ必要だと思います。

何度か申し上げたんですけど、低GWP冷媒とか、あるいは自然冷媒の技術開発というのはでき上がっているわけではないので、その技術開発のほうへの支援も、一方でやられる必要があるんじゃないかという気がいたします。それが1点です。

2点目は、11ページのその他のところに書いてあります、家庭用エアコンの回収問題でございます。ご承知のように、家庭用ルームエアコンの回収率、これは冷媒ではなくて、機器の回収率が28%という、そういう数字が出ておりまして、非常に多くのルーム用エアコンから廃棄時に大気に出ているということ、あるいはどこかに行っているというか、

正規のルートではないところになっていくのが4分の3ぐらいあるという、そういうものは、冷媒は回収されているだろうとはあまり思えないということから、非常に大きな問題だと思っております。

その辺をちょっと明確にしたほうがいいと思ひまして、別紙2にフロン類回収率の推移のパーセントが出ていますけど、フロン回収率というのは、3つの法律ですよ。フロン排出抑制法と、家電リサイクル法と、自動車リサイクル法、その3つの法律ででき上がっているんで、その3つの法律ごとにこの回収率を示していただければ、それぞれの法律の問題点というのが分かってくるんじゃないかという気がしますので、そのようにしていただければと思います。以上です。

○西園座長

ありがとうございます。1つは上流対策のところ、低GWP冷媒、もしくは自然冷媒機器の開発、あるいは技術開発ですかね、そこのところをきちんと盛り込んでほしいという点と、それから家電のほうですね。こちらのほうは、この法律とはまた別の問題がありますので、ここは事務局のほうでうまく整理していただけたらというふうに思います。

それでは引き続き、花岡委員どうぞ。

○花岡委員

花岡です。関係者の皆様、本当に詳細な情報をどうもありがとうございました。実はその情報を伺いながら、ふと、産業部門だとか、運輸だとか、民生だとか、ほかの部門の対策のことも思いながら聞いていたんですけど、フロンガスは、この分野は特にその管理の細かさとか、範囲の広さとか、権限だとかの現場の混乱だとか、細かいところまでいろんな問題があるなというのは、非常に認識したところであります。

ただ、現場の皆さんが混乱しているという状況なんですけど、フロン独特の問題として、古いものが充填されたまま残っているだとか、あと、将来どのような冷媒に転換するかといったところがまだ明確にないだとか、そういう独特な問題がほかの部門とは違ってありますので、今現在まとめていただきましたけど、その管理制度の作り方、そこの徹底というのが非常に重要な部門であるかなと、改めて認識したところであります。

その上で、3点ぐらい意見があるんですけど、まずそういう認識の中で見たときに、資料7の7ページのところであります。7ページの上流対策①のc)のところで今後の上流対策について述べられていまして、破壊量として確認を受けた数量を製造量から減じることができる仕組みがあるんですけど、今は使っていないというご説明がありましたが、今

のように管理制度の効率化だとか、そういう設定が徹底できていない中で、フロンの消費量が加速するような方向に向かって何かいくような制度になってはいけないかなと思ったことが1点、意見であります。

2点目が、同じ資料の3ページの、上の段の②のe) というところなんですけど、現状でどのような冷媒に転換すべきか、明確なビジョンがないと。前回のこの委員会でも、そのロードマップという議論がありましたけど、管理制度の設計も重要で、これから議論していくんですが、その明確なビジョンというのを誰が作れるのか、市場の方にお任せするのか、民間で協働して作っていくのか、ここの部分も重要なかなと思った次第です。

その次に、同じページの③の、GWPの高いフロンのに関する規制のところなんですけど、前回の委員会で委員の方から、業界の方の自主的な努力によって、一定の低いGWPのものを使っているというご説明があったんですが、一方で海外からのプレチャージのものが入ってきて、そこは管理できていないという課題があったかと思います。

そのときは、ああ、そうかなと思って伺っていたんですけど、改めて今資料を見ますと、GWPの低いものにするという規制をかけても、業界の方の自主的な努力によって既に行われていますので、現場の混乱はそんなにないのかなと。

逆に、プレチャージの海外からのものとかを規制するためにも、事前にブロックするために、そういうような、ある一定のGWP以上のものは使ってはいけないとかという規制があっても、国内の現場は、もし混乱がないのであれば、その方向のほうがいいのかなと思ったのがもう1点です。

最後に、課題あげをたくさんしていただきましたが、知事会の方や、市長会の方や、ほかの現場の方の資料を見ますと、幾つか成功例というものもあるのかなと思ひまして、建築リサイクル法と、こちらのフロンのほうと、両方で情報共有しながら、うまくやっているといたところもありますので、そういう課題例だけじゃなくて、成功例というところで、どうやったらうまくいくんだらうかというのを整理していくと、今後の議論にとってよいのかなと思った次第です。ありがとうございます。

○西菌座長

ありがとうございました。最初にご指摘いただいた破壊量をどう扱うかというところですけれども、これは議定書本体に書かれていることなので、この制度自体を否定することはできないんですけれども、運用に当たっては、それは闇雲にフロンが増えないような、厳密なやはり運用が必要だということで、書きぶりになっていると思いますので、もう1

回皆さんにもご確認いただければというふうに思います。

そして、ほかの点につきましては、先ほど飛原委員からもご指摘のあった、低 GWP あるいは自然冷媒の技術開発ということと、そのロードマップは非常に深く関係していると思いますので、この点については前回の日冷工の発表の中で、そんなに時間はないというご指摘がありましたので、ここは1つ、その責任とといいますか、どこがどう進めるのかということについてはご議論いただければというふうにと思いますが、細かい点は幾つかあると思います。

では続きまして、中根委員、よろしくお願いいたします。

○中根委員

ありがとうございます。非常に広範に、しっかりした対策の方向性が出ていると思います。

ほんの一部だけに限らせていただきたいと思いますが、7 ページのところに、一番上の a) のところに、家庭用機器からも相当量のフロンが放出されており、というのがありますけれども、これはちょっと確認なんですけれども、オゾン層破壊物質の代替用のための HFC から、HFC だけじゃなくて、CFC、HCFC も含めてでもいいんですけれども、何%ぐらいが占めているかというのを、もし数字がありましたら確認したいということですね。

それに関連してですけれども、11 ページのその他のところで、やはり飛原委員からご指摘があった点は、本当にそのとおりだと思います。それで、善意の、何とかフロンを正しく回収・破壊してほしいと思っている家庭用エアコンの使用者が、廃棄するときはどうしたらいいかということが分かるようにするということはすごく大事で、ここには家電リサイクル法に則った適正ルートでの廃家庭用機器の回収ということがあるので、そのことを周知すると。

ただ、これはフロン対策ということで、別途ということは、それはそれで非常に大事なんですけれども、今地球温暖化対策で国民運動をやるのが大事だと、意識が大事だということ、そういうことが全体としてありますので、地球温暖化対策に対して私達のできることに、このエアコンをこのように廃棄しましょうというようなことを、しっかりとそこに書いていただくということが非常に大事ではないかと。

同時に、環境省なのか、国か、自治体なのか、それともむしろ、NGO の皆さんにお願いしたほうがいいのかも分かりませんが、何かフロン 110 番みたいな、フロンはこんなふうに正しく回収し、家電製品を廃棄したよとか、こんなおかしいことがあったよとい

うようなことを情報共有するというか、そういうようなことも大事ではないかと。

例えばいろんな家具なんかと同じに、エアコンも持っていきますという業者に言われた際に、フロンは適正に処理していただけますか？、本当に大丈夫なのか？というふうなことも思ってもらえるように、ちゃんとこうしたほうがいいと、こうしなければいけないというようなことを、家庭の皆さんにはっきりと示していくと。変なことというのはこんなことなんだよ、ということをやちゃんと周知徹底するというので、温暖化対策に対して私達ができることとして、大いに啓発していくことというのも、ぜひやったらいいなと思います。よろしくお願いします。

○西園座長

最初の冷媒種の比率は、ここで答えいただくというよりも、そういうことについても触れたほうがいいのかというご意見でよろしいですか。

○中根委員

いや、それはそれで1つ。ですから、今言ったような対策をしたときに、それが排出量の国のインベントリに反映するように持っていきたいということで、その把握がどの程度きっちり行われているかと。

今の言ったような対策がきっちり反映して、数字として下がってくるようにしたいと、そういうことです。

○西園座長

分かりました。

では引き続き、高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。この間の検討会の議論を踏まえて、丁寧にまとめてくださっていると思います。どうもありがとうございます。その上で、この間の議論を受けて、あるいはたくさんの方、事業者の方、自治体からヒアリングをさせていただいたことを踏まえて、少し意見を付させていただきたいと思っております。

1つ目ですけれども、ページの1と2のところ。私は、これまでの経緯としては全く間違っていないというふうに思うんですけれども、恐らくここでもう1つ、これまでの経緯と分けるのかもしれませんが、一種、ここで議論をしていること背景といいたしましうか、フレーミングをやはり書いていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

1 つはやはり、本文にはは要素は書いてあると思っているんですが、1 つはキガリ改正の文脈というのは明らかにあると思います。

もう1つは、キガリ改正の文脈、キガリ改正が採択されたということもそうなんですけれども、やはりキガリ改正というのはパリ協定の1つの連動として当然合意をされていて、温室効果ガスの1つであるHFCをあえてオゾンのフレームでやっているわけですから、パリ協定の合意を受けた合意だというふうに思っております。

そういう意味では、二酸化炭素、CO₂はもちろんですけれども、パリ協定の長期目標と当然整合する議論であるべきだというふうに私は思います。つまり、CO₂だけじゃなくて、今世紀後半はゼロエミッションというふうに書いているわけですから、当然この温室効果ガスに関して言うと、それと整合するフレームとして、ここで議論すべきだろうというふうに思います。

もう1つは、これも事務局からも出されて、フレーミングという点でのもう1つですけれども、日本の温室効果ガスの排出量は14年、15年と、これは国民、事業者の努力だと思いますが、省エネと再エネでCO₂を減らしてきたわけですけれども、残念ながらそれを相殺する形でHFCが増加しているというところは、きちんとやはり事実認識として書くべきではないかというふうに思います。これは、もう1つは回収率の問題ともかかわっていて、そういう基本的なセッティングの話を、ここできちんと書くことが必要ではないかということです。

今回、包括的な骨子案になっているのは、私はポジティブに、いいというふうに思っております。ある意味で大きなセッティングの変化があったときに、今ある制度の課題をきちんと洗い出すという、そういう作業をしていただいていると。

もちろん、優先順位をつけて、これからどういうふうにするかという、松田委員のご指摘は正しいと思うんですけれども、そういう意味で、今回、課題の洗い出しをきちんとしたという意味で、そのセッティングの変化というものを明確に書いていただけないかということが1点目です。

それから2つ目は、ページの7のところです。これは、実は花岡委員がおっしゃった、破壊量を製造量、出荷相当量から除外するという点については、私も慎重にやるべきだというふうに思います。そういう意味で、花岡委員のご趣旨に賛成です。

もう1つ加えると、特にHFCに関して言うと、今、副生物についてはそういう運用はしていないけれども、制度上は生産量上乘せを認めているとしても、ご存じのように、モン

トリオール議定書の HCFC の規制スケジュールは 19 年に全廃ですので、そういう意味では、そもそも HCFC の製造から出てくる HFC 部分を上乘せするというのを、今後認めるということの合理性というのは少ないというふうに思っています。

そういう意味で、オゾン法の基準でしょうか、そこに書かれているところについては、むしろ使う必要はないと。むしろ、あるとすれば、回収・破壊のインセンティブを与える方法として、回収・破壊されたものについて、何らかの上乗せの方向が適正に行われるのであれば、それは検討する余地があるんじゃないかというふうに思います。

3 点目ですけれども、これは飛原先生が前回おっしゃった点、今も議論がありました、ロードマップは、やはり必要だと思います。これは今回も書いてくださっていて、西菌先生も前回、製品、用途ごとにきちんと作っていく必要があると。これは金丸委員からも、使う側からとしても重要だというお話がありましたが、このところでぜひ入れていただきたいのが、1 つは海外の動向をきちんと踏まえた検討をしていただきたいと。

それからもう 1 つは、技術的観点に終わらないという点です。つまり、政策がどうなるかで、まさに先ほど飛原先生は技術開発支援ということも端的におっしゃったんですが、やはり政策がどうなるかで、技術のロードマップは十分大きく変わってくるというふうに思っています、そういう意味では、単に技術の開発可能性にとどまらない、どういう政策をやっていくかという、包括的なロードマップを作っていただきたいと思います。当然、キガリ改正なり、日本の温暖化目標との整合性というのは、その政策の観点からも入ってくるべきだと思います。

4 点目ですけれども、自然冷媒のところですか。書かれているように、コストが障壁というのは間違いなく、かつ、飛原先生がおっしゃった技術開発支援が大事だと思うんですが、もう 1 つは、自然冷媒あるいはその代替冷媒の導入に当たって、規制なり制度的障壁の点が問題がないかというのは、1 つ検討事項として入れておいてもよいのではないかと思います。

あと 2 つで終わりますが、GWP の高いフロンについて、花岡委員がおっしゃったとおりです。支持いたします。仮に当面、現行の制度を見るときでも、きちんと現行制度の実効性を政策側としてきちんと確認をする仕組みというのを、同時に検討をしていただきたいというふうに思います。

最後、経済的手法です。どちらかというところの、さっきのセッティングのところのほうがそぐうかもしれないんですけども、6 ページに書いてくださっているよう

に、今、温対税が入って、エネルギー起源の CO₂ については一定の課金がされているわけですが、同じ温室効果ガスであっても、同じように扱われていないということの公平性というものを前提に、やはり議論をすべきだと思っています。そういう意味で、セッティングの問題と言ったほうがいいかもしれません。

つまり、税であるかどうかというのはともかく、そういう中で先ほどの HFC が増えて、CO₂ の排出を、逆に削減を相殺しているところとの関係でも、きちんとこの議論を位置づける必要があると思っていますが。

文言の点で1点だけ。不断の検討とあるんですけど、多分不断というのは適切ではないと思っています。むしろ、松田委員がおっしゃったような、やはり具体的な制度の在り方の検討をすべきだと思います。

というのは、製造、使用の抑制なのか、回収の促進なのかで、当然、制度設計の在り方、妥当性も変わるはずで、むしろ、抽象的な議論ではない、具体的な制度の検討というのが必要だというふうに思っております。以上です。

○西園座長

ありがとうございます。最初にお出しいただいたパリ協定の件は、加える方向でご検討いただけたと思いますし、それからもともと、このフロン排出抑制法の指針の中に、中長期的にフロンを廃絶するという文言がございますので、その辺との整合性もぜひ触れていただければというふうに思いますけれども。

その他、いろいろいただきましたけれども、基本的にこの骨子は来年度に向けて、審議会を開きますので、そこでの材料出しということですから、実際に優先順位をつけて、どういうふうな対策をしていくかということは、今後の会議に譲るということで、この段階では課題出しということでご検討いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では高橋委員、お願いします。

○高橋委員

東京都の高橋です。本当に広範囲な報告書になっているかと思えます。事務局の方々のご苦勞が偲ばれる報告書かなというふうに思っております。

この報告書を読ませていただきまして、立入検査をやって現場を持っている自治体の立場から、少し何点かお話をさせていただきたいと思えます。7 ページの、今後の方向性の中での、このページの一番下、ロードマップについてなんですけれども、ロードマップに

については製品の技術開発だけではなくて、市場に投入される部分についてもちょっと入れていただければと思っております。

どういうことかといいますと、立入検査は、管理者にとっては非常に迷惑なものだというふうに捉えられているんですけども、都道府県がこういうようなロードマップの情報をもとに、立入検査の際に助言をできるとすれば、管理者も有益な情報がもらえたという満足感につながるのかなとも思いますので、ロードマップの中に入れる情報については、幅広に入れていただければというふうに思っております。

続きまして、8 ページの下からこの 2 つ目、②管理者が漏えい対策を行うための技術基準の検証というところなんですけれども、中を読ませていただくと、施工水準を確保するための枠組みを作るといような記述もありますけれども、こういうような規制をかけるときに、都道府県事務の増加についても非常に考慮していただければと思います。今マンパワー等々でいっぱいになっていますので、制度だけ作って丸投げというのはやめていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、9 ページ、一番下です。建物解体時の取組みということで、全般的に a)、b) と書いてあるんですけども、そもそも現場へ行きますと、解体業者自体が適正処理、適正回収を知らないということも多いですので、解体業者への周知徹底を図る手法も考えたほうがいいのではないかと考えております。この部分については、国交省もかなり多く関連性を持っておりますので、国交省にもっと頑張っていただければというふうに考えております。

続きまして、10 ページです。10 ページの上から 2 番目の、④充填回収業者が回収時に従う技術基準の検証というところなんですけれども、表彰を行うということなんで、トップランナーで目標を立ててもらい、それに向かって技術基準を上げてもらうというのでもいいんですけども、現在、登録制でありまして、技術水準について非常に低い業者も登録されているというところもありますので、登録の要件を少し厳しくしまして、充填回収業者の技術レベルを少し底上げする必要があるのではないかとというふうに、現場では考えております。

同じく 10 ページの一番下、普及啓発のところです。普及啓発ですとか周知方法を検討している間に、非常に時間がたってしまうこともありますので、アイデアレベルで何かありましたら、現場におろしていただければというふうに思っております。

例えば本当に細かいこと、例えば商工会の連合会、商工会議所ですとか、商店街で集ま

りがあるから、フロンについて説明してほしい、みたいなレベルの状態でも構いませんので、情報をいただければ、こちら職員を派遣したいというふうに思っております。

最後、11 ページ、その他の部分ですけれども、現場を見ますと、家電リサイクル法の書面でも現場では対応していないですとか、ルームエアコンが本当に壁にぶら下がっているですとか、そういうような現場が結構ありまして、なかなか対応ができていないというような現場が正直、多いところでございます。

東京都で、例えば自動車の新車を買うときに、当該車両の環境性能、例えば排ガスですとか燃費、あとは使用フロンについて、販売店が説明する義務を課しております。家庭用のエアコンについても、例えば家電量販店が、省エネ性能ですとか使用フロン、あとはみだりにフロンを出してはいけませんよ、みたいな説明を義務付けるということをするれば、購入者も知らなかった、あとはみだりに放出をするということが避けられるのではないかと考えてみました。以上でございます。

○西菌座長

ありがとうございます。

それでは北村委員、お願いいたします。

○北村委員

まず 3 ページの一番上の、d) のところですが、HFC の大幅削減には、自然冷媒への一層の導入促進が必要ではないかということですが、自然冷媒が全ていいわけではなくて、例えば CO₂ では、温度帯域によってはエネルギー効率が非常に悪くなる場所があります。自然冷媒なら何でもいような書き方になっているので、ここは、例えば自然冷媒のほかにも、GWP の低い冷媒とか、そういうものをつけ加えたほうがいいのではないかと思います。

それとあと、8 ページのところ書かれている、用途に応じた安全性、性能、経済性等を総合的に判断するというのは、これはぜひ必要なことだと思っているのですが、この性能のところに入るのだと思うのですが、エネルギー効率を、もう少し前面に打ち出したほうがいいのではないかと考えます。

それと、もう 1 つは、回収率が 30% 台で低いと言っていますが、これはあくまでも分母が推定値に過ぎないわけなので、三菱総研のほうで、この精度をもう少し上げるという調査をしていたと思うのですが、その辺の結果はどうなったのかということをお伺いしたいと思っております。

それから欧米でも回収はしているわけですが、欧米の実態がどうなっているのか、その辺も、なかなか簡単に情報は入らないかもしれないのですが、そういった情報を提供いただけるとありがたいと思っております。

あと、経済的手法。これは極めて有効と書かれていますが、本当に有効なのかどうかというのは、はっきりしていないと思います。幾つかの国で実施されていますけど、1 つだけ 30 数%減っているということがあるようですけど。

ユーザーは別に要らないものを買うわけではなくて、必要だからフルオロカーボンを購入するわけなので、本当にこれは経済的な、例えば税を課したりということで需要が減るというのは、ちょっと考えにくいのではないかと思います。極めて有効というような書き方はちょっと言い過ぎじゃないか、もうちょっと十分に、本当にこれは効果があるかどうかをもっと検討する必要があると、私は考えております。以上です。

○西菌座長

ありがとうございました。

いろいろ委員の方からの意見をまとめて、次回の報告書のほうを修正していただくということでお願いしたいと思っておりますけれども、お時間のほうが大体 12 時までという予定なんですけど、まだ 5 人の方はご発言が残っていますので、ちょっとオーバーしてしまうということで。私のほうの進行が十分でないところがあって申しわけないんですが、若干延長させていただければと思います。よろしいでしょうか。

それで、本日の議論の中で、また次回検討会にこの報告書案を修正して出させていただきますので、今日ご発言が十分できなかった方も含めて、事務局のほうにご連絡いただければ、それはできるだけ反映していただくという方向で考えたいと思います。

つきましては、これから 5 人の方にはこれからご発言いただきますが、予定の時間が 12 時になっておりまして、実は、委員の方もそういう方がいらっしゃるかもしれませんが、私のほうが大学の会議の都合で、座長なんですが出なければならぬものですから、後の進行のほうは事務局のほうにお任せします。

それでは大変申しわけないんですけど、私のほうはちょっと中座させていただきまして、5 人の方のご発言を続けてお願いしたいと思います。それでは金丸委員からお願いいたします。

○金丸委員

それでは簡単に申し上げます。ロードマップのところは、本当に私達使用者側にとって

ありがたいことなので、ぜひお願いをします。特に既存の店舗において、一から全部、壁面や床下、天井に入っている銅管を差しかえるというのは非常にハードルが高い中で、機器更新時のロードマップ、技術開発といったものを是非お願いしたいと考えております。

もう1点ですけれども、漏えい量の公表制度について、もう一度確認をしたいと思っています。先ほどご説明いただいたときに、この漏えい量の多寡のみをもって一概に比較できるものではないという一文を読んでいただきましたけれども、しかし、企業名を公表するということは、何のために公表されるのでしょうか、もう一度確認をいただきたいと思っています。

先ほどから出ておりますように、まだまだ普及は必要であるという状況であり、現在の機器の所在や管理者についても、どなたも明確に把握していないという中で、真面目に取り組んで「報告しました、では公表します」では、多寡で比較するものではない、そういう意味ではありませんという一文を入れられても、では公表制度は一体何なんだろうかと、使用者側、企業の立場で言えば、やはりその思いが残ります。

ぜひ、これは法に基づいた公表であるということは十分承知しておりますけれども、この公表制度についても、もう一度確認をいただきたいと思っています。これからまだ経産省のほうでも分析、検討されるという中で、今の公表制度についてご確認をいただきたいと思っております。以上です。

○森下審議官

大塚先生、お願いいたします。

○大塚委員

簡単に5点ほど申し上げます。第1は10ページの経済的手法のところですが、先ほどご議論がございましたが、これは価格効果を狙うか、あとは財源効果として、その回収インセンティブの向上を狙うかというところの、重点の置き方によって変わってくると思いますけれども、そんなに高い税をかけることは直ちには考えにくいので、そういう意味でフロン類の使用をすぐに、抑制を大々的にするというには必ずしもならないかと思っておりますけれども、財源効果によって回収のインセンティブを図ることは非常に、直ちにできることだと思いますので、その2点を含めて検討が進められる必要があると思えますし、その意味では、経済的手法というのは非常に重要だということを申し上げておきたいと思っております。以上が第1点でございます。

全体の話としては、大変よくまとめていただいているので、基本的に私はこの方向でい

と思っていますが、幾つかちょっと申し上げたいということでございます。

それから第 2 点でございます。7 ページのところの、d) のところですが、先ほど来、幾つかご議論がございますが、オゾン法の第 11 条に基づく検討についてでございます。この破壊量として確認を受けた数量を製造量から減じることについての仕組みについて、具体化することに対しては消極的なご意見が多くて、私も消極的でいいと思いますが、他方で回収・破壊のインセンティブとして使えるのであれば、使う方法はあるかなとも思っておりまして、だから、ちょっと慎重に検討するということについては、皆様と意見は同じくしているわけでございます。

仮にこの確認を受けた数量について、製造量から減じるということで検討する場合には、オゾン法の 11 条で、破壊されることまたは破壊されることが確実であることを証明して、というふうに書いてありますので、その確実性というのを重視する必要があるということをお願いしたいと思います。

具体的に言えば、そのダブルカウントとか虚偽記載の防止ということを考えれば、破壊量全体について差し引く必要は必ずしもなくて、それを、例えば 2 分の 1 にして差し引く等、そういう方法もあるのではないかと申し上げておきたいと思います。

この点は、先ほど高村委員が言われたことも関係していると思いますけれども、製造者の方にも回収・破壊にかかわっていただくという観点では、それなりに重要な点ではあるというふうにも思っているところでございます。

それから第 3 点でございますけれども、これは皆様におっしゃっていただいたところで、8 ページの 2 行目のロードマップについては、私も非常に重要だと思っていますので、ぜひきちんとしたものを作っていただいて、今後の関係者の方々を誘導していくことをお願いできるとありがたいということでございます。

それから第 4 点でございますが、これはちょっとお伺いしておきたいんですけれども、その 8 ページの④の c) のところについては、これでフロン類を漏えいしにくい製品とか、廃棄時に回収しやすい製品を製造することを求めていくというのは、これは、具体的にはどういう方法を今お考えかということをお伺いしたいんですけれども、判断基準とかを考えていらっしゃるのでしょうか。ちょっとその辺については教えていただくとありがたいと思います。

それから、第 5 点でございますが、11 ページのところの、家電製品関係のみだり放出の規定を入れるというところとか、回収の基準について対応するというのは、私も一部申

し上げたところでございまして、入れていただいて大変ありがたかったと思っています。

それで、c) のところにございますように、多くの場合、家電リサイクル法自体の問題というよりは、不適正ルートに流れるところの排出が問題でございますので、この点については、廃掃法の改正を今検討されていると思いますけど、あと、バーゼルの国内法改正を検討されていると思いますが、雑品スクラップ問題についての法改正が予定されていますので、そちらのほうで対応することになるのではないかとということをお願いしておきたいと思っています。

それから最後に1つですけれども、この10ページの、指導監督体制の強化のところは、第3回目のヒアリングを受けて記載ということで、まだよく分からないですが、先ほどご説明を自治体の方にいただいたように、問題点は結構残っていると思っておりまして、この中でも5ページのd) のところの最初に、行政が解体時における第一種特定製品の有無に関する情報を得る法的根拠・規定がないことというのを、まさにこれに対応していただく必要があると思いますので、これはどちらかというと建設リサイクル法のほうかとは思いますが、本当は書き込んでいただくといいのかなというふうに思います。

それから6ページのほうの、⑥のb) のところについても、先ほどいろいろご議論がございましたけれども、やはり身近な政令市・中核市にやっていただくほうが適切ではないかということがございますので、そのときに、ご議論があったように、管理の点だけじゃなくて、充填回収のところについても含めて、権限の移譲をお考えいただくのが適切であろうということを申し上げておきたいと思っています。以上でございます。

○森下審議官

大沢委員、どうぞよろしくお願いたします。

○大沢委員

ありがとうございます。大変よくまとまっていると私も思っております。その中で数点お話をしたいと思います。まずこの資料の5ページ目です。④技術基準の検証というところで、これは先ほど資料5で説明があったことが、そのままここに書かれていると思いますが、その回収の基準をどこまで引くかという話です。この数字は、5回ほど実証していますが、5件だけのデータをもって、ここに数%から3割程度と書くのはいかがなものかと思っています。特殊な条件下によっていろいろ変わってくると思いますので、全て回収した後さらに3割引けるのか、3割も残っているのか、そうじゃないのかなと思っています。

す。

それから 8 ページですが、(2) の②について、管理者が漏えい対策を行うための技術基準の検証で、施工事業者による施工水準を確保するための枠組みの位置づけということが書かれています。

先ほどこのページの一番上の、人材育成のところ、国家資格等の決め打ちは WTO の関係で難しいという話をされていましたが、ここの関連で、ここの施工水準を確保するための枠組みとは、基本的には資格を想定されているのではないかと、すぐ頭に浮かんできました。そういった制度を作るのと、今、人材育成の WTO の問題との兼ね合いをどう考えていくのかと考えています。

それから 9 ページ目ですが、上から 3 行目の右側、法令を遵守しない、または知らなくても、違法であることについての指導を受けることがないことが、回収率が向上しない原因じゃないかと。まさにそのとおりで、我々もお客さんと直接接する立場にありますが、お客さんに行程管理表等の書類が必要だと言っても、これは書いても誰が見るのか、どこに出すのかと、そんなものを作ってもしょうがないということで、よく拒否されることが多いと聞いています。

要するにきちんとやっているのに何もしないというところ、やっぱり真面目に対応したことがきちっと評価される、こういった制度、取組みということが、今後やはり必要になってくると思っていますので、ぜひこれはこのとおり対応していただきたいと考えています。

それから 10 ページ目です。10 ページ目の真ん中辺、④ですが、これも充填回収業者の関係で、技術基準の検証とあります。自主的な、そういった追加的な努力を行った者に対して評価できないかと、表彰できないかという話ですが、確かに法律以上、きちっと回収をするという努力を評価していただくのはもちろんであります。でも、一番評価していただきたいのは、やはりこれは廃棄等実施者です。ユーザーの方だと思います。

ユーザーの理解がなくては、法律以上の回収はできませんので、勝手にやって、その分のお金をくださいねというわけにはいきません。これだけの時間がかかって、これだけ回収するのは、これだけ余分に費用がかかるということをご理解いただく、やはりユーザーさんが一番評価されるべきではないかと思います。だから、このようなユーザーさんの評価もきちっとしていただくということが、重要かと思っています。

それから最後に 11 ページ目の上から 2 行目です。やはり啓発の部分、中小事業者の持

つ情報ルート、商店街とか商工会議所、これは必要だと思います。非常にいいと思いますので、是非対応していただきたいということを申し上げまして、私からの話は終わらせていただきます。以上です。

○森下審議官

ありがとうございます。

続きまして、上村委員、お願いいたします。

○上村委員

全体的によくまとめられたということですが、非常にやる事が多くて、どこからどうしていけばいいのかなという感じがちょっといたしまして、先ほども意見が出ていましたけど、やっぱり重点的にどこら辺から攻めていくのかという、進め方の戦略みたいなものも要るだろうと。いろんなことが全てできるわけじゃないので、という感じがまずします。

それから2点目は、この廃棄時の回収率について、かなり項目もあって、いろいろ書かれているんですけど、これは北村委員から先ほどちょっとありましたですよ、30%という話なんですよ。これがどんな場面でもこの数値が出てきて、30%しかできていないという、その30%の中身をもうちょっと分析してから、それで、向上していくにはどこら辺をどうしたらいいのかということを考えていきましょう、みたいな感じがするんですよ。

だから、従来からずっと継続性があるって、いきなりその30%という指標も変えるわけにはいかないんで、そこら辺も考えつつ、その中身の分析をもうちょっとちゃんとやっていきましょうというところ辺かなと思います。

それからもう1点は、今のフロン排出抑制法で、まだちょっとグレーな、解釈が難しいところがあるんですよ。法律の文章として書かれていない、どう判断したらいいのかというようなところ辺が幾つかあって、例えば対象機器の問題ですね。それとか、49条業者もそうですかね。なかなかまだ判断の難しいところがあって、それをもうちょっとはつきりさせていきましょうと。よく質問が出てくるんですよ。それに対して、的確に答えられない場合が出てきたりするので、そういった部分をちょっと見直していきましょうと。

それから一般の方々に分かりやすいパンフレットを示していくということも大事なんですけれど、その対応の仕方でもうちょっと細かく、このマニュアル的なものを作って示していかないと、分からないところがあるように思います。

例えばいろんな様式があるんですけど、例えば、様式はこういうものを使ってくださいとか、単なる項目で示すんじゃなくて、様式そのものを示していくというようなことが、必要なんじゃないかというふうに思います。以上です。

○森下審議官

ありがとうございます。

それでは出野委員、お願いいたします。

○出野委員

解体業連合会の出野と申します。時間がないところ、恐縮でございます。手短かに報告をさせていただきます。

まず総論として、いつも、毎回申し上げておりますけれども、教育と、規制と、経済的手法と。経済的手法については、北村委員からも何回もご意見をいただいておりますけれども、検討する価値があるのか、ないのか、10年以上前から検討の返答の必要があると言われてきて、ずっと10年以上たっておりますので、ぜひここらあたりも含めて、スピード感といいますか、スピード感が見えるようなロードマップをぜひ作って、実際に実行していただきたいと重ねて申し上げたいと思います。教育、規制についても同様でございます。

各論としまして、私の業界の立場として、建設リサイクル法関係についてだけ、意見を言わせていただきたいと思います。報告書案の9ページの下から10ページにかけての内容ですけれども、建設リサイクル法をフロンの方にも活用すると、これが極めて有効であるという議論はずっとなされておりますけれども、どのように具体的に活用するのか。

今日も東京都とか、あちこちからそういう提案、ご意見がありましたけれども、建設リサイクル法の中身としましては、届出と、それから完了報告と、それからその間のチェックと、この3点がセットになっているわけですけれども、まず届出のほうですけれども、大体年間20万件から30万件、全国で。その届出率がどのくらいか。国交省の公式なデータはありませんけれども、大体7割ぐらいじゃなかろうかという話です。じゃあ残りの3割はどうなっているのかと。これは見えないと。こういう世界もあるということをご認識いただきたいというのが1つです。

それから届出の内容ですけれども、20万件、30万件をそのまま利用するのは非常に困難だから、絞り込みが必要であるというご意見がありました。どうやって絞り込むのか。後から絞り込むのは非常に大変ですから、最初から絞っておくということで、東京都のこ

のご提案がありましたけれども、この届出の内容ですよ。書式の中にちゃんと取り込んで、最初から絞り込みができるようにしていただきたい。このくらいのことはすぐできるだろうという感じがします。よろしくお願いをしたいと思います。

それから報告のほうなんですけれども、建設リサイクル法というのは、再資源化が完了したら、施工者が発注者に報告をしないと、こういう仕組みになっております。要するにフロンで言うと、所有者に報告をしないと、そういう規定になっております、平成12年から。

15年ぐらいたって、これは非常に効果が薄いと。発注者は非常に認識が低いし、そういう感覚は持ち合わせていないということがあって、これはまずいということで、ずっと議論がされておるんですけれども、いまだに法律の改正はないということで、各都道府県単位で私どもはいろいろお願いを、ぜひ試行、試しにやっていただきたいというので、行政に報告をさせると、こういう運動といいますか、運動まではいきませんが、そういうことを少しやっております。

具体的には、今年の4月1日、あと1ヶ月ぐらいですか、4月1日から青森県では、行政にも報告をさせると。発注者に報告をする必要はないなんて言うと、法律違反になりますんで、それにあわせて行政のほうにも報告をさせると、こういう条例を作って施行するという話を聞いております。ほかの県にもあるのかもしれませんが、ぜひ青森県に、既に情報はありかと思っておりますけれども、問い合わせをして、なぜそういうことになったのか。

試しにやってみたら、非常に効果があったと、不法届が非常に減ったと、そういう効果があったんで、本格的にやろうと、こういう動きになっておりますので、そこらあたりのフロンについても、ぜひ活用していただきたいということでございます。これは報告に関する具体的な手法に関する提案でございます。

ほかにも言いたいことは少しありますけれども、時間がなくてということで、今日のところはその建り法の1点だけ、意見として申し上げさせていただきます。以上です。

○森下審議官

ありがとうございます。

ご指摘いただいたご質問等々を含めて、今後の対応として事務局からお願いいたします。

○馬場フロン対策室長

まず今日、回収率30%台にとどまっている詳細な解析については、次回、資料を提出

したいと思っております。

それから大塚委員からご質問のあった、漏えいしにくい製品の話については、具体的な制度設計はこれから考えることになるのですが、基本的には今の、指定製品の仕組みを活用することを考えております。

あと、中根委員や飛原委員からお話のあった、家電とか自動車についても回収率のデータを示したほうがいいのではないかという話は、ちょっと数字を整理して提示させていただきたいと思っております。以上がご質問についての回答でございます。

(4) その他

○馬場フロン対策室長

以上でございます、時間のスケジュールがうまくなくて申しわけございませんでした。本日の議論を踏まえて、次回は報告書案についてご議論いただきたいと思っております。今回は議論を集約するために、積み残し課題については極力書かないようにしております。各先生方から、こういう課題は積み残し課題としてもぜひ書いてほしいということがありましたら、事務局にご連絡いただければ、書いていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議事録については早急に作成して、先生方に確認していただきます。

次回は3月9日10時からということでございます。

それでは以上で第3回の検討会を終了いたします。今日は長時間ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

午前12時15分 閉会